

ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会地区協議会規則

(事務局)

第1条 地区協議会の事務局は地区幹事自治体内に置く。

(役員)

第2条 地区協議会には次の役員を置く。本会はこの役員の合議により運営する。

- (1) 地区幹事 1名
- (2) 地区委員 8名
- (3) 地区会計 1名(地区幹事自治体)
- (4) 地区会計監事 1名(地区委員が兼務)

(役員を選出)

第3条 役員を選出は次の各号による。

- (1) 地区幹事は地区委員から選出する。
- (2) 地区委員は各自治体から1名選出する。
- (3) 地区会計監事は地区委員の互選による。

(役員の職務)

第4条 各委員は次の職務を掌るものとする。

- (1) 地区幹事は地区会務を統括する。
- (2) 地区委員は会の運営及び各自治体の連絡調整を図る。
- (3) 地区会計は会計事務を掌る。
- (4) 地区会計監事は会計を監査する。

(地区幹事の任期)

第5条 地区幹事の任期は2年とし再任を妨げない。

(地区研修会)

第6条 地区研修会は年1回開催する。その他必要な場合は地区協議会で決定する。

(地区協議会)

第7条 地区協議会は必要に応じ地区幹事が召集し開催する。地区協議会は定期協議会及び技術研修会への要望、地区研修計画の策定、その他会運営に必要な事項を審議し決定する。

(地区協議会等の旅費)

第8条 地区協議会等の旅費は各自治体で負担する。

付則 この会則は平成10年4月1日より実施する。

付則 この会則は平成15年5月1日より実施する。

付則 この会則は平成29年4月1日より実施する。

付則 この会則は令和2年5月1日より実施する。